

00827

昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報

第3542号

毎週火、金曜日発行（但休日を除く）
昭和四年四月十五日第三種郵便認可
（翌日）

鳥取県公報

目次

◇告示

保安林の指定解除

国民健康保険法第三十七条规定する
療養取扱機関として申出の受理があつたもの
とみなされるもの

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する
登録があつたものとみなされるもの

争議行為を行なう旨の通知

〃

肥料の検査結果

道路の位置の指定

高圧ガス販売主任者免状に係る第一種販売主任者試験及び第二種販売主任者試験の実施

◇公告

告示

鳥取県告示第四百一号

鳥取県告示第四百一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六

条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和三十九年六月二十六日

鳥取県知事 石破二朗

一 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市浜坂字東浜一三九〇一—三九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 解除の理由
鳥取砂丘休憩所及び駐車場の敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覽に供する。）

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなさ

00829

(第3種郵便物)
(認可)

3 昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報 第3542号

三 場所 鳥取赤十字病院に勤務する鳥取赤十字病院医師組合の組合員の從事する全職場

四 概要 全面的又は部分的にあらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第四百五号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取赤十字病院医師組合委員長 定久正夫から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年六月二十六日

事件 昭和三十九年度夏期手当要求について

日時 昭和三十九年六月二十九日午前零時以降本事件の完全解決に至るまでの期間

場所 鳥取赤十字病院に勤務する鳥取赤十字病院医師組合の組合員の從事する全職場

概要 全面的又は部分的にあらゆる形の争議行為を実施する。

三 場所 鳥取赤十字病院に勤務する鳥取赤十字病院医師組合の組合員の從事する全職場

四 概要 全面的又は部分的にあらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第四百六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年三月から四月までに実施した肥料の検査結果を同法同条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十九年六月二十六日

事件 昭和三十九年度夏期手当要求について

日時 昭和三十九年六月二十九日午前零時以降本事件の完全解決に至るまでの期間

場所 鳥取赤十字病院に勤務する鳥取赤十字病院医師組合の組合員の從事する全職場

概要 全面的又は部分的にあらゆる形の争議行為を実施する。

00828

(第3種郵便物)
(認可)

昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報 第3542号 2

れるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年六月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所 在 地 同上受理年月日

大塩内科医院 鳥取市若桜町四九 昭三九、五、九

遠藤医院 八頭郡智頭町郷原 " "

鳥取県告示第四百三号

国民健康保険法（昭和十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年六月二十六日

鳥取県告示第四百四号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取赤十字病院医師組合委員長 芦川喬から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年六月二十六日

事件 昭和三十九年度夏期手当要求について

日時 昭和三十九年六月二十九日午前零時以降本事件の完全解決に至るまでの期間

記号番号 氏名 登録年月日

鳥国医一、〇三七 菊川秀親 昭三九、五、八
" 一、〇四五 生駒尚秋 "

鳥国歯 二三六 井上陽之助 昭三八、七、二七

00831

00830

(三月分)

肥料の種類

保証票添付者

検査点数

うち不合格点数

備考

塩化カリ

硫酸アンモニア

川上貿易株式会社

加藤製油所

三

カボツク油かす粉末

サフラワー油かす粉末

日清製油株式会社

三

第一種複合肥料

三

第一種複合肥料

三

第一種複合肥料

三

第一種複合肥料

三

大豆油かす粉末

三

第一種複合肥料

三

鳥取県告示第四百七号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十九年六月十九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十九年六月二十六日

鳥取県知事 石破 二朗

申請人の住所氏名

鳥取市立川町五丁目一〇四番三の

三

道路の位置の指定場所

鳥取市立川町五丁目一〇四番三の

三

道路の幅員及び延長

道路の幅員及び延長

二

水溶性カリ不足

○

大栄町農業協同組合
下北条農業協同組合
倉吉市農業協同組合

三 六 三

二 水溶性カリ不足
一 水溶性カリ不足

○

道路の幅員及び延長

道路の幅員及び延長

二

水溶性カリ不足

○

00833

(第3種郵便物)
認 可

昭和39年6月26日 金曜日 烏取県公報 第3542号 (認可)

00832

(第3種郵便物)
認可

6

7 昭和39年6月26日 金曜日 鳥取県公報 第3542号

公告

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和39年度第2回高圧ガス販売主任者免状に係る第1種販売主任者試験及び第2種販売主任者試験を次のとおり実施する。

鳥取県知事

鳥取縣知事 右 個 一 朗

第1種販売主任者 免状に係る試験	高圧ガス取締りに関する 法令ガスの販売に必要な 通常の保安管理の技術	9.1.00~ 10.4.30 12.10
第2種販売主任者 免状に係る試験	高圧ガス取締りに関する 法令ガスの販売に必要な 基礎的な保安管理の技術	9.1.00~ 10.4.30 12.10

六七七七七七七六
二九八八八八八二
番番番番番番番番
。二の五四一三二八
、一ののののののの
七部一一一部一部部
八番二、七八番三、七九地先農道

正長
一七〇・四メートル
帽員四
メートル

次の書類を鳥取市東町1-220鳥取県商工労働部商工課に提出してください。

(1) 受験願書 高圧ガス取締法施行規則(昭和26年通商産業省令第68号。以下「規則」という。)別表第19の2の様式によること。

(2) 履歴書 規則別表第20の様式によること。

(3) 写真 真手札判台紙付きとし、出願前6月以内に撮影した正面半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載すること。

4 受験手数料

第1種販売主任者試験を受ける者にあつては700円、第2種販売主任者試験を受ける者にあつては500円の鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけ、消印しないこと。

5 受験願書提出期間
昭和39年7月1日から昭和39年7月15日まで
6 受験票
受験願書を提出した者には、受験票を交付する。